

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

1 経緯

新型コロナウイルス感染症の国内の感染拡大防止の観点から、医療保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金を支給する場合に、国が緊急的・特例的な財政支援を行う措置が講じられました。

このことを受け、当広域連合が後期高齢者医療制度の保険者として当該傷病手当金の支給を行うにあたり必要な規定を設けるため、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正を行い、傷病手当金の支給に対応することとしました。

2 支給対象者

新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

3 支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

4 支給額

$(\text{直近の継続した3月間の給与収入の合計額} \div \text{就労日数}) \times 2 / 3 \times \text{支給対象となる日数}$

5 支給適用期間

令和2年1月1日から同年12月31日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は最長1年6月まで）

6 支給実績（令和2年10月1日現在）

件数：2件 支給金額：471,922円